

# 被扶養者資格継続調査から

8～9月に実施しました被扶養者資格継続調査につきましては、お忙しいなかご協力いただきありがとうございました。

調査の結果、収入の増加により被扶養者の資格が取消となる場合がありますので、特に注意していただきたい事例についてお知らせします。

## 給与収入（パート・アルバイト等）の収入増加により被扶養者の資格が取消となる場合

次に該当した場合は、該当期間の初日に遡って取消になります。

連続した**12か月**の収入が**130万円以上**となった場合

収入が**3か月連続して108,334円以上**となった場合

連続した**4か月のうち108,334円以上の月が3か月あり**、その4か月分を**平均した額が108,334円以上**となった場合

※ 60歳以上の公的年金受給者または障害年金受給者の年間収入は180万円、月額は15万円です。



被扶養者の資格が取消となる場合は、すみやかに所属所の共済事務担当課へ申し出てください。

上記記事に関する  
お問い合わせは

保健課

☎028 - 615 - 7816